

26—01.1 P U D T

手続中断の状態が長期間続いた結果、権利期間の上限を過ぎ、権利の取得ができなくなった場合の取扱い

1. 取扱い

何らかの原因により手続中断の状態が長期間続いた結果、権利期間の上限を過ぎ、登録されても権利を取得できない状態となった審判事件については、職権をもって審判手続を終了させる。

(参考) 長期間手続が中断され、権利期間の上限を過ぎる事例

- (1) 特許管理人の死亡により手続が中断した後、手続の受継がされない事例
(平成6年以前の出願)。
- (2) 会社清算後、清算当時の清算人の協力が得られず、特許を受ける権利を受け継いだ者の有無が不明の状態に陥った事例。

(改訂 H27.2)